

パブリック・コメント取りまとめ様式

資料3

No..	頁	意 見	対 応	備 考
1	全体	大切な改定案だと思いますが、見栄のためになく、実施計画の日程や具体策を明確に表現した方が有効だと思います。計画を大きく変えるのではなく、課題をどう実施し、解決していくかだと思います。	今回の計画改定では、地域別ガイドラインを今後策定していくことを想定しています。ガイドラインの策定は、住民参加型のワークショップにて実施する予定で、具体的な課題の抽出、解決策の検討を行う予定です。	
2	43	○地域コミュニティ、観光推進の活性化を目的とした大型デジタルサイネージの設置 デジタル技術の進展により、動的な広告や情報提供が可能になっています。しかし、現在の条例ではデジタルサイネージを設置できるエリアが乏しく、企業や自治体の情報発信、地域特性を生かした観光PRの機会を損なっているように思います。適切な管理のもと、デジタル広告の活用を推進出来ればと思います。 地域経済の活性化や観光促進の観点から、屋外広告物条例の規制緩和（除外等含む）にご検討いただければと思います。	現在、本市では独自の屋外広告物条例を制定しておらず、今後独自条例の制定を検討していく方針です。その上でデジタルサイネージの設置については、慎重な検討が必要であると考えます。 現状、静岡県屋外広告物条例が適用される本市では、案内団板として特別規制地域や広告景観保全地区等においては、デジタルサイネージの設置が認められておりません。これは、デジタルサイネージの広告物における特性を理解した上で、様々な課題を抱えていることも現状として把握した上で、一定の制限のもと運用している状態です。こうした課題における検討を充分に行なった上で、市独自条例において方針を示したいと考えます。	
3	41	空家（店舗、住宅）空地等の活用に関する検討委員会の設置や条例等ルールの策定を検討していただきたい。また、歴史的建造物の活用に向けた条例整備についても検討いただきたい。	本市でも全国的な傾向と同様に、空家や建物解体後の空き地は増加傾向にあります。こうした課題を、各地域においてどのように対処していくか検討する必要があり、各地域のガイドライン検討において議論していく予定です。また、歴史的建造物の活用については、登録まち遺産を中心に専門家にて構成する委員会等で検討ていきたいと考えます。P27「【5】経験してきたことのない新しい課題や問題に対応していく」内に方針を記載いたしました。	

本計画と異なる内容に関しては省略します。